

協議事項（6） 西部地区の乗継割引終了に関する参考意見聴取について

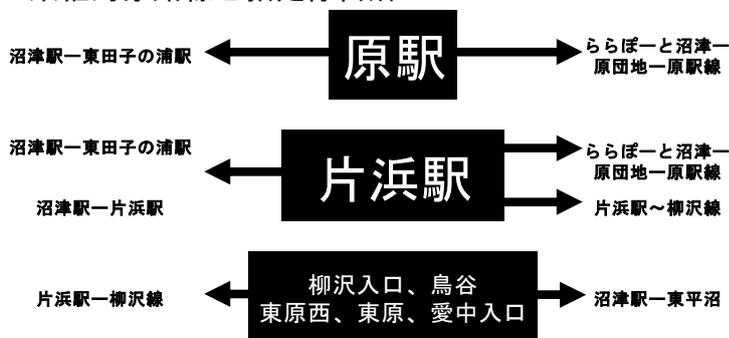
1. 意見聴取事項

沼津西部エリアの乗継割引は、令和4年度に実施した路線再編により路線分割したことに伴い、乗継が必要となった利用者への緩和措置として、道路運送法第9条第4項に基づく協議運賃制度により実施してまいりました。

現在の体制での運行開始から4年目を迎え、事業者の経営環境はこれまでより厳しいものとなっており、運賃改定による収支改善及び乗継券の発行や精算などにおけるバス運転士など事務の負担軽減を図る観点から、現行の乗継割引の終了を予定しております。

乗継割引の終了にあたっては、利用者、一般旅客運送事業者、地方運輸局および市で構成される協議運賃会議において協議を調える必要があります。協議運賃会議の開催に先立ち、検討の参考とするため、本協議会の委員の皆様から本件に関するご意見を伺うものです。

2. 乗継対象路線と指定停留所



○正規運賃から大人 90 円・子供 50 円の割引を行う



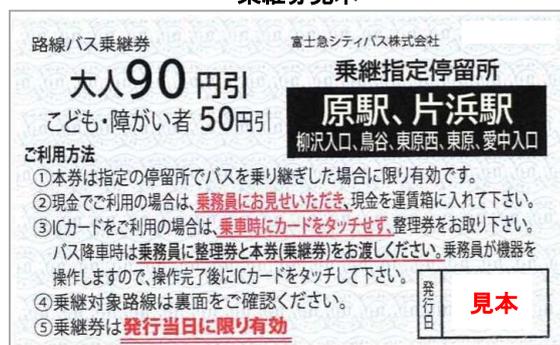
3. 制度終了予定時期

○令和8年4月1日（水）

4. 利用状況（1日あたり平均利用件数）

令和4年度 9.6件/日、令和5年度 6.6件/日  
 令和6年度 6.0件/日、令和7年度 5.8件/日  
 （10月まで）

乗継券見本



5. 意見募集の状況

協議に先立ち同法第5項に基づく住民等から以下のとおり意見募集を行いました。本件に関する意見はありませんでした。

- (1) 募集期間：令和7年12月19日（金）から令和8年1月9日（金）まで（22日間）
- (2) 周知方法：市および富士急シティバスホームページならびに片浜駅バス停にて周知
- (3) 意見：0件

6. 今後の手続き

- (1) 協議運賃会議の開催
- (2) 中部運輸局静岡運輸支局へ制度終了に関する届け出